

現広島FMP開発事業用地の新たな利活用に係る状況について

1 趣旨

現広島FMP開発事業用地の新たな利活用について、現在の状況を報告する。

2 これまでの経緯

- 令和3年7月5日 事業提案募集開始
- 令和4年1月13日 (株)トムスを代表法人、広島トヨペット(株)を構成員とする事業者を事業予定者として選定
- 令和4年8月30日 構成員変更の公表
(広島トヨペット(株)の辞退、マツダ(株)・(株)広島マツダ・(株)バルコムの追加)
- 令和4年10月4日 基本協定の締結
- 令和5年9月29日 事業予定者からの事業実施計画書(案)及び構成員変更の申出書の提出
(マツダ(株)の辞退、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合
同会社の追加)

3 内容

(1) 資金計画について

事業予定者に対し、令和5年12月20日を期限とし、資金計画の状況について提出を求める通知を令和5年11月14日付けで行った。

(2) 有識者からの意見聴取について

事業予定者が作成した事業実施計画の案について、県として承認の可否を検討するにあたり、専門家等から意見聴取することを目的とした「現広島FMP開発事業用地の新たな利活用に係る事業有識者検討会」を令和5年11月13日付けで設置した。

[有識者]

次の分野の専門家に対し、委員就任を依頼中

区分	専門分野等
公募時審査員	都市デザイン、まちづくり、エリアマネジメント等の専門家(3名)
その他	テーマパーク・マーケティング、観光分野の専門家、公認会計士、 県内企業経営者等(4名程度)

- (注) 1 必要に応じ、他の専門家からの意見聴取を検討する。
 2 専門家から意見聴取した内容について、適宜、議会等へ報告を行う。
 3 委員氏名は、意見の公正さを担保するため、県が承認の可否を決定した際に公表する。

4 今後の予定

- 資金計画については、事業予定者から新たな資金計画が提出された後、有識者から意見を聴取し、それらを踏まえ、県として、承認の可否を判断できる程度の具体性を備えたものと認められない場合は、基本協定第14条に基づく「催告」を行うこととする。
- また、資金計画以外の内容については、新たな資金計画の提出を待つことなく有識者から意見を聴取し、必要に応じて、事業予定者に対し、修正や追加資料の提出等を求めることとする。